

全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

Ⅱ. 船員保険

平成25年10月15日



全国健康保険協会
船員保険

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

<評価の視点>

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。

<事業報告（概要）>

- 加入者の疾病予防を目的として特定健康診査等を実施したほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた取組みを行っています。（参考資料：2ページ～8ページ）
- 加入者の皆様に対して「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行うとともに、レセプト点検において、査定事例の共有化や点検員研修等の実施による点検技術の向上を図るなど、医療費の適正化等を目的とした取組みを行っています。
- このほか、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向やオーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について調査分析を行うなど、保険者としての取組みを総合的に推進しました。

＜自己評価＞ B

- 医療費の適正化など保険者としての取組みを強化するため、「医療費通知の送付」や「下船後の療養補償の適正受診の促進」などに取り組むとともに、24年度においては「ジェネリック医薬品の使用促進」や「被扶養者資格の再確認」などの船員保険が協会に移行された後の新たな取組みにも着手しました。
- 特定健診等については、実施率の向上に向けて「実施機関の拡大」「受診手続きの簡素化」「特定保健指導の利用者負担額の軽減」など各種取組みを行いました。
- 保健事業としては、このほか、「健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供冊子や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布」など、健康増進の意識の向上に向けた各種取組みも行いました。
- また、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向のほか、オーダーメイドの情報提供冊子を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について分析を行いました。

1. 保険運営の企画・実施 (2) 情報提供・広報の実施

<評価の視点>

加入者や船舶所有者の視点を意識し、ホームページや船員関係機関誌等により、わかりやすく積極的な情報提供・広報を適切に実施しているか。

<事業報告（概要）>

○ 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。

（船員保険労使団体） 23年度 2団体 → 24年度 5団体
（広報件数） 23年度 22件 → 24年度 76件

- ・ 申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」の掲載（毎月）
- ・ ホームページのリニューアルを行い、加入者や船舶所有者の皆様役に役立つ情報の提供

【リニューアルの主な内容】

申請書ダウンロードや保険料額表など、アクセスの多いページへのリンクを設定したバナーをトップページに設置するなどレイアウトも見直しを実施するとともに、船員保険の各種申請について説明したコンテンツ「こんなときどうする」及び「よくあるご質問」を新設。（参考資料：9ページ）

○ インターネットを利用いただけない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広い広報を目的に、船員保険の業務を簡潔に紹介した小冊子（「船員保険のご案内」「船員保険通信」）やリーフレット等を配布。

（参考資料：10ページ、11ページ）

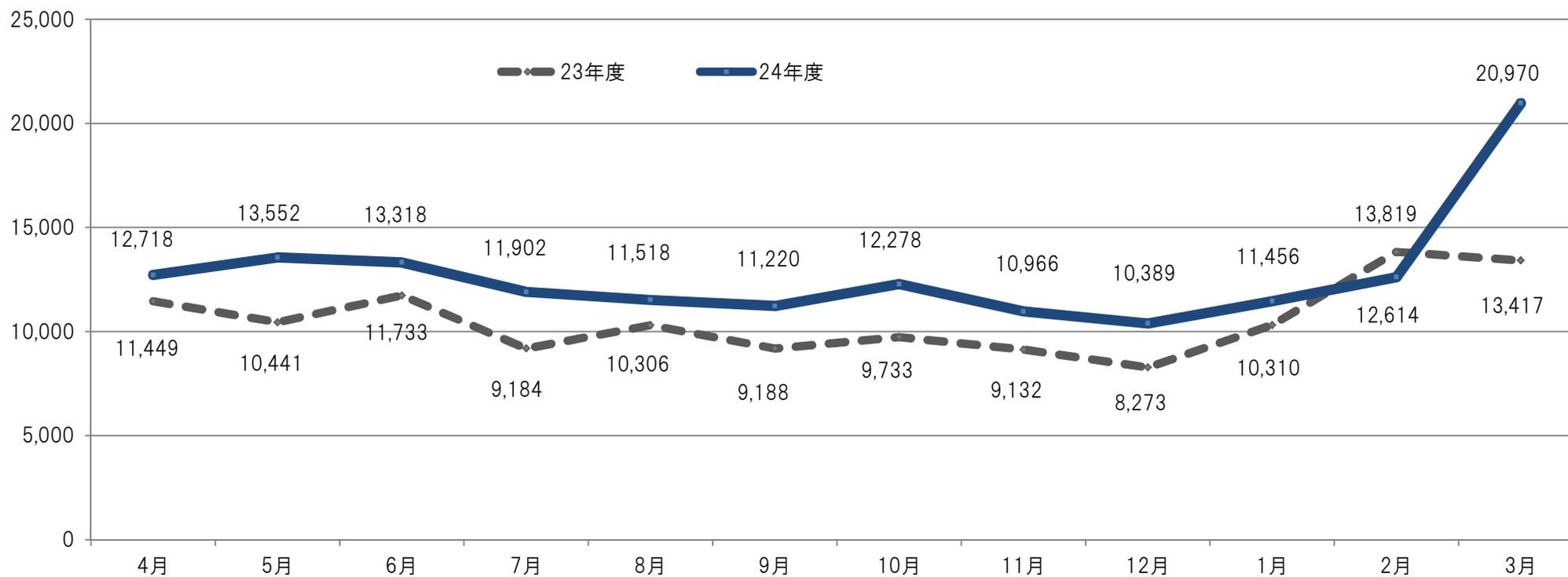
「船員保険のご案内」配布内訳

労働基準監督署	約 5,000部
年金事務所	約 3,000部
協会支部	約 2,000部
合計	約 10,000部

「船員保険通信」配布内訳

被保険者	約 60,000部
船舶所有者	約 5,000部
合計	約 65,000部

船員保険ホームページのアクセス件数（24年度）



【船員保険ホームページアクセス件数（年間）】

23年度 126,985件 → 24年度 152,901件

＜自己評価＞ A

- タイムリーで効果的な広報活動を行うため、年度当初に「船員保険広報実施計画」を策定し、計画的に広報を実施しました。（広報リーフレットや関係団体機関誌による広報件数：23年度22件 → 24年度76件）
- また、ホームページには、申請手続きや健康づくりの情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載するとともに、加入者や船舶所有者の使いやすいレイアウトやコンテンツに見直しました。
- このほか、インターネットを利用されない方等のために、「船員保険業務のご案内」や「船員保険通信」を配布しました。「船員保険業務のご案内」は3年目、「船員保険通信」は2年目になりますが、船員保険の内容、財政状況等を加入者や船舶所有者がわかりやすく確認できる資料として定着させていきます。
- なお、広報という観点で言えば、後述の「下船後の療養補償」や「柔道整復施術療養費」の適正受診に関する積極的な広報活動も行ったほか、健康づくり事業の一環として船員の食生活をテーマにした小冊子を配布することによる、健康増進の意識の向上に向けた取組みも行うことができました。
- 今後とも、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を実施し、情報発信力を強化していきます。

1. 保険運営の企画・実施

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

<評価の視点>

ジェネリック医薬品希望カードの配布や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。

<事業報告（概要）>

- 協会が平成22年1月に船員保険の保険者となってから、以下の取組みについて初めて実施しました。
 - ・「ジェネリック医薬品軽減額通知」（2,843通）の送付 [切替率は24.2%]
 - ・「ジェネリック医薬品希望カード」（50,000枚）の作成・配布
 - ・ホームページや船員保険関係団体の機関誌等を通じたジェネリック医薬品に関する広報の実施

24年度の船員保険ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにおける送付者数と切替者数等

		船員保険	参考 [平成21年度協会けんぽ]
送付者数		2,843人	145万人
切替者数		687人	38万人
切替率		24.2%	26.2%
ジェネリック使用率 (金額ベース)	通知時	5.8%	5.1%
	効果測定時	7.6%	7.1%
ジェネリック使用率 (数量ベース)	通知時	17.6%	15.4%
	効果測定時	20.6%	19.7%
財政効果（年間）		約1,200万円	約70億円

<自己評価> A

- 協会が平成22年1月に船員保険の保険者となってから、初めての取組みでしたが、通知後におけるジェネリック医薬品の切替率において、先行実施している協会けんぽとほぼ同水準の成果を上げることができました。
- その結果もあって、船員保険の医療給付費におけるジェネリック医薬品の使用率は、金額ベース・数量ベースともに向上しています。

(ジェネリック使用率)

	通知時	効果測定時
金額ベース	5.8%	7.6%
数量ベース	17.6%	20.6%

(注) 通知対象者2,843人のデータ

- 25年度においては、「軽減額通知」に関し、通知条件の変更により送付対象者を拡大する等の必要な見直しを行った上で、引き続き、その推進を図っていきます。

個別評価項目 II-1-(4)

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

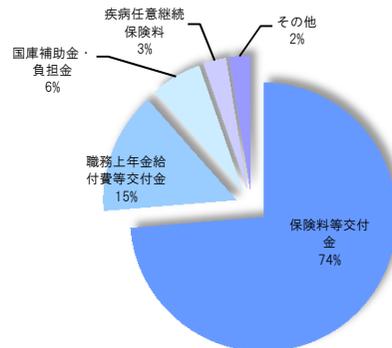
<評価の視点>

医療費適正化、業務改革等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。

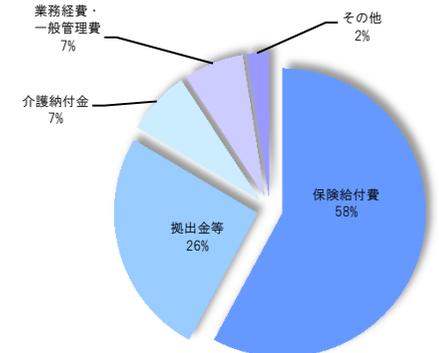
<事業報告（概要）>

- 24年度においては、収入が487億円、支出が459億円で財政状況は安定していますが、船員保険の被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、それらを踏まえた船員保険の中期的収支見通しを船員保険協議会に報告するとともに、今後の保険料率等を検討するなど、安定的な財政運営に努めています。

収入計	487億円
保険料等交付金	359億円
疾病任意継続保険料	14億円
国庫補助金・負担金	30億円
職務上年金給付費等交付金	72億円
その他	12億円



支出計	459億円
保険給付費	266億円
拠出金等	117億円
介護納付金	33億円
業務経費・一般管理費	32億円
その他	12億円



＜自己評価＞ B

- 加入者の疾病予防や健康増進等の取組みについては、特定健診等の促進に努めるとともに、個人ごとの健診結果を踏まえたオーダーメイドの「情報提供冊子」や食生活に関する「普及啓発用の小冊子」の配布等を実施しました（具体的には、「3. 保健・福祉事業の着実な実施」を参照）。
- 医療費適正化等の取組みについては、「下船後の療養補償」や「柔道整復施術療養費」に関する広報等を実施しました（具体的には、「2. 船員保険給付等の円滑な実施」を参照）。
- 今後とも、被保険者数や一人当たり医療費などの各種指標の動向等を注視しつつ、中長期的な財政状況を見極め、船員保険協議会における関係者の意見等を踏まえた上で、将来の保険料率の設定を行う等、安定的な財政運営に努めていきます。

1. 保険運営の企画・実施

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

<評価の視点>

船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行っているか。
運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。

<事業報告（概要）>

- 船員保険の準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、安全確実を念頭に置いた運用を行うこととしており、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しています。
- 24年度の運用益は約8,000万円であり、確実に運用益を上げています。
- なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しています。

24年度の運用状況

平成23年度末 運用資産残高	平成24年度末 運用資産残高	未収利息
約300億8,000万円	約301億6,300万円	約2,100万円
	実現利回り	総利回り
	0.272%	0.265%

(参考)23年度の運用状況

平成22年度末 運用資産残高	平成23年度末 運用資産残高	未収利息
約300億1,100万円	約300億8,000万円	約2,300万円
	実現利回り	総利回り
	0.229%	0.253%

<自己評価> A

- 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行うこととし、満期保有を原則とした国債での運用を行うこととしています。
- 24年度も国債による運用により、確実に運用益を上げています。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

<評価の視点>

保険給付を確実かつ迅速に支払うとともに、不適切な申請事例に対しては厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。
下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。

<事業報告（概要）>

- 船員保険における「職務外給付」、「職務上上乗せ給付・独自給付」及び「経過的職務上給付」といった既定の給付事務について、サービススタンダードの達成に努める等により、着実に実施しました。
- 船員保険給付を適正に行うため、例えば、柔道整復施術療養費に関しては、多部位・頻回受診等の申請について、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施（349件）するとともに、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配布しました。（参考資料：12ページ）

【柔道整復施術療養費に関する広報実績】

- 5月 船舶所有者にリーフレット（約4,000枚）を配布
- 7月 ホームページに記事を掲載
- 11月 加入者にリーフレット（約3,000枚）を配布
- 2月 ホームページ（船員保険マンスリー）に記事を掲載
- 3月 加入者にリーフレット（約46,000枚）を配布
関係団体の機関誌に記事を掲載

<事業報告（概要）>

- 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配布しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に広報記事を掲載いただきました。（参考資料：13ページ）

【下船後の療養補償に関する広報実績】

- 5月 船舶所有者にリーフレット（約4,000枚）を配布
- 6月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 8月 ホームページ（船員保険マンスリー）に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 1月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 加入者にリーフレット（約46,000枚）を配布

【サービススタンダードの達成状況】

24年度全体では99.9%。24年8月、12月及び25年1月以外は毎月100%を達成。

平均所要日数は6.04日

<自己評価> A

- 保険給付に関しては、サービススタンダードの達成に努める等、着実に実施しました。
- また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要なに応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。
- 柔道整復施術療養費については、積極的な文書照会等の結果、不適正な事例について一定の効果（加入者1人当たりの給付額及び申請書1件当たりの給付額の減少）を得ることができました。また、下船後の療養補償については、関係団体のご協力により例年より充実した広報ができましたが、今後とも制度の一層の周知を図るべく、取組みを継続していきます。
- さらに、24年度においては、船員保険協議会での議論を経て、4月及び12月に、22年1月以降労災保険の受給者となった者に対する上乗せ給付として、新たに特別支給金等を支給することとされたことから、労災保険よりこれら受給者のデータ提供を受けるとともに、対象者に受給勧奨状を送付し、請求漏れを防ぐ取組みも積極的に行いました。
- 引き続き、船員保険の各種給付について、適正な支給に努めるとともに、迅速な支払いに努めていきます。

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (2) サービス向上のための取組

<評価の視点>

- ・ お客様満足度調査等による加入者の意見・ニーズの把握
- ・ 申請書等の様式やパンフレットの改善など、サービス向上の取組みはどうか
- ・ 保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な交付に努めているか

【目標指標】

- ・ 職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
- ・ サービススタンダード達成率：100%
- ・ 資格情報取得から保険証の発送までの平均日数：3営業日以内

【検証指標】

- ・ お客様満足度
- ・ お客様からの苦情・意見の件数とその内容

<事業報告（概要）>

サービススタンダード達成への取組み

- サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、100%に満たなかったものの、24年度は99.9%であり、24年8月、12月及び25年1月を除き100%を達成することができました。また、平均所要日数は6.04日（23年度は7.17日）と昨年度より1日以上短縮した上で、目標が達成できましたが、さらに申請書の審査・支払いの進捗状況の管理方法の見直しも進め一層の向上に努めています。

【サービススタンダードの達成率等】

	目標	23年度	24年度	対前年度比
サービススタンダードの達成率	100%	99.0%	99.9%	0.9%
職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	7.17日	6.04日	▲1.13日

- 保険証の発行に要する日数についても、24年度の平均は2.00日（23年度は2.04日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても、2.32日（23年度は2.28日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。

資格情報取得から保険証発送までの日数	目標	23年度	24年度	対前年度比
強制被保険者	3営業日以内	2.04日	2.00日	▲0.04日
疾病任意継続被保険者	3営業日以内	2.28日	2.32日	0.04日

お客様満足度調査の実施

- 加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（実施期間：24年8月～25年2月）
- また、お客様満足度調査の結果や電話等による加入者の皆様の苦情・ご意見を踏まえつつ、サービススタンダードの達成に向けた取組みを実施しました。

指 標	23年度	24年度	対前年度比
申請に対する満足度	38%	44%	6%
手続き方法に対する満足度	33%	40%	7%
応接態度に対する満足度	59%	55%	-4%
サービス全体としての満足度	39%	47%	8%

(注1)
疾病任意継続被保険者3,000名、保険給付対象者3,000名の合計6,000名にアンケートし、800名から得た回答をもとに集計。

(注2)
満足度とは、お客様満足度調査(アンケート)における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合(回答は、満足・やや満足・普通・やや不満・不満の5区分)

○ なお、24年度中にお客様満足度及びアンケートの回収率の向上のために以下の取組みを行いました。

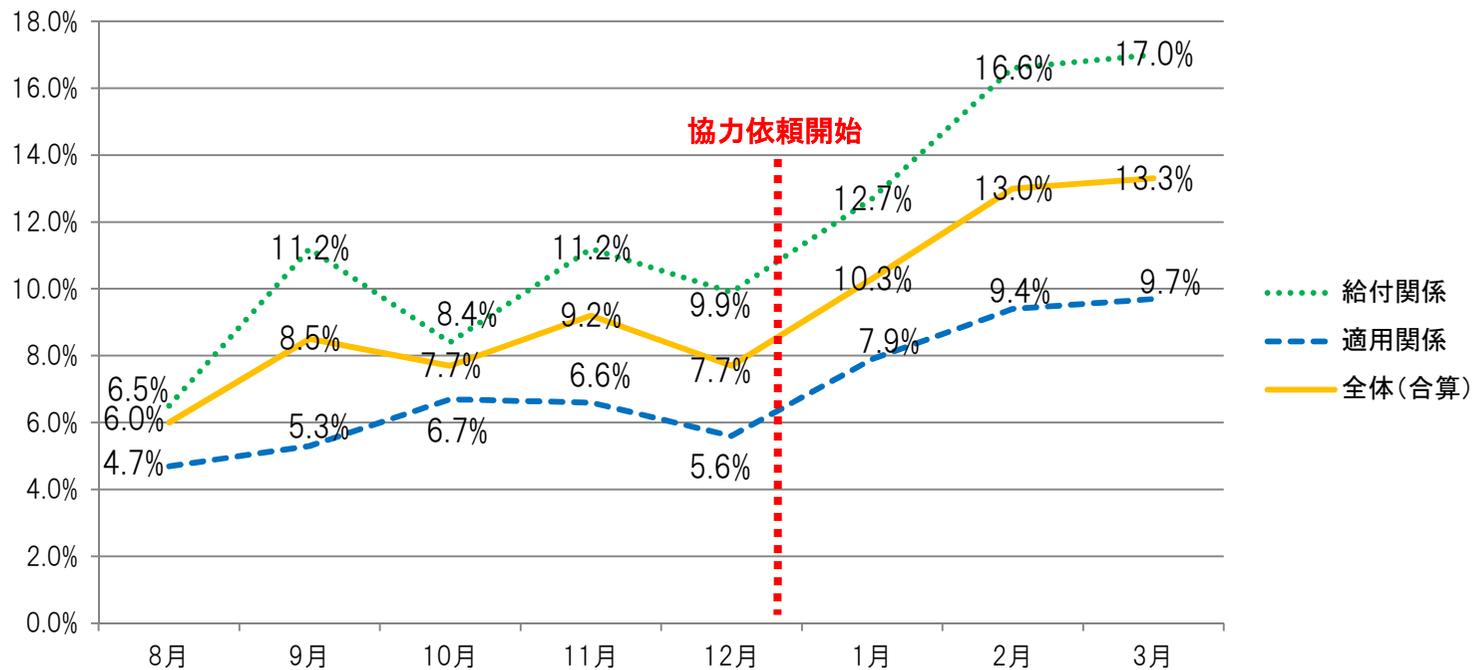
- ① 傷病手当金の支給申請書や記入例の一部見直し
- ② 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施

【電話対応の研修前後の応接態度満足度の比較】

指 標	研修前	研修後	前後比
応接態度に対する満足度	49.2%	57.4%	8.2%

③ アンケートはがきの送付時に回答に対する協力依頼文書を同封及びホームページに同様の協力依頼を掲載

【アンケート回収率の推移】



<自己評価> B

- サービススタンダードの達成率については、100%には満たなかったものの99.9%を達成することができました。また、平均所要日数については、昨年より1日以上短縮した上で、目標を達成し、保険証の迅速な交付についても、積極的取り組み、平均所要日数に関し目標を達成することができました。さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。
- お客様満足度調査については、24年度においては、サンプル数が少ないものの職員の応接態度に対する満足度を除き各指標において前年度を上回りました。なお、職員の応接態度については、調査の途中結果も踏まえて、年度途中において、電話対応に関する研修会を企画、実施したところ、研修の前後で改善が見られたことから、同研修については25年度においても実施してまいります。また、申請書の様式についても、お客様の声を踏まえ一部見直しを行いました。
(船員保険のお客様満足度調査において満足度が協会けんぽに比べて低い傾向にあるのは、調査方法が窓口等における対面方式ではなく、郵送方式によっており、調査対象者も疾病任意継続被保険者の資格取得者等に限られること等が少なからず影響していると考えています。)
- また、アンケート調査の回収率の向上については、調査の実施にあたり、調査対象者に対しアンケートはがきの送付時に回答への協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載する取組みを進めた結果、一定の回収率の向上が見られました。(23年度10.8% ⇒ 24年度13.3%(協力依頼開始前10.1%、協力依頼開始後17.4%))

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(3) 高額療養費制度の周知

<評価の視点>

限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。
未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

<事業報告（概要）>

- 限度額認定証の提示により高額療養費が現物給付化されることについて説明したリーフレットを作成・配布し、現物給付による支給手続きの簡素化を推進しました。

	23年度	24年度	増減
限度額適用認定証発行枚数	3,023	3,474	451
高額療養費支給決定件数(現物)	9,349	10,280	931
高額療養費支給決定件数(現金)	2,377	1,819	▲ 558

高額療養費制度の周知実績

- 5月 制度周知用リーフレットの配布（約4,000枚）
- 10月 ホームページ（船員保険マンスリー）に広報記事を掲載
- 11月 制度周知用リーフレットの配布（約3,000枚）

- 高額療養費未申請の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を積極的に実施しました。

【高額療養費未申請者勧奨件数】

23年度 190件 → 24年度 1,080件

<自己評価> A

- 限度額適用認定証に関する広報について積極的に取り組んだ結果、周知が進んだと思われ、その結果として、24年度においては、高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が10.0%増、金額が9.8%増となったのに対し、現金給付分は件数が23.5%減、金額が34.5%減となったところであり、25年度においても取組みを継続していきます。
- また、高額療養費の支給申請の勧奨については、対象受診月から勧奨までの期間の短縮を図り、サービスの向上に努めました。（24年度実績：22年4月診療分から23年10月診療分まで（19か月分）の勧奨を行いました。）

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (4) 被扶養者資格の再確認

<評価の視点>

無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携のもと、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。

<事業報告（概要）>

- 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て初めて実施しました。
- 被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。
- 平成25年度においても引き続き実施することとしており、平成25年3月に船舶所有者に事前案内を行っています。

被扶養者資格の再確認（船員保険）の実施状況

実施日	24年5月（24年7月再送）
送付対象者	40,826人（4,202船舶所有者）
被扶養者リストの提出状況	3,837船舶所有者（91%）
被扶養者資格解除の人数、理由	423人、就職、結婚等
財政効果（高齢者医療制度への支援金等への影響）	約2,500万円

＜自己評価＞ B

- 平成23年度においては東日本大震災の影響により実施できなかったことから、船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めての取組みとして、被扶養者の資格確認を行うことができました。
- 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報誌やHPにも記事を掲載し、協力を依頼したほか、被扶養者状況リストを送付した後にも関係団体の広報誌や協会ホームページに再度記事を掲載し、再協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行っています。
- このような取組みを行ったこと等により、約91%の船舶所有者から被扶養者状況リストの提出があり、資格がない方に対する保険給付が行われることの防止及び高齢者医療制度への支援金等の軽減による被保険者や船舶所有者の保険料負担への軽減にもつながるなど、着実な成果があがりました。
- 25年度は、24年度の実施状況等を踏まえて、被扶養者状況リストの提出割合等がさらに高まるよう努めていきます。

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (5) レセプト点検の効果的な推進

<評価の視点>

査定事例の集約・共有化、自動点検機能の効果的活用等により、レセプト点検の効果的な推進のための取組みを行っているか。

【目標指標】

・被保険者1人当たり内容点検効果額：23年度を上回る（ただし、24年3月から社会保険診療報酬支払基金においてもシステムの改善による点検充実化がなされているため、数値による単純比較は難しいことに留意。）

【検証指標】

- ・被保険者1人当たり資格点検効果額
- ・被保険者1人当たり外傷点検効果額

<事業報告（概要）>

○ 健康保険事業においてレセプト点検に従事している人材を活用するほか、実務研修会等も実施し、目標指標である内容点検に関し、前年度の効果額を上回りました。

被保険者一人当たり効果額

	23年度	24年度	前年度比
内容点検効果額（目標指標）	1,244円	1,732円	39.2%増
資格点検効果額（検証指標）	1,638円	1,073円	34.5%減
外傷点検効果額（検証指標）	606円	588円	3.1%減

＜自己評価＞ A

- 支払基金においてレセプト点検の充実が図られている中、協会けんぽの査定事例の検証を担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめて共有する等の取組みにより、前年度と比べ内容点検効果額を向上させることができました。
- また、点検員の質の向上を図るため、協会けんぽで実施している実務研修への職員の参加を促し、一人ひとりの技量の充実を図っています。
- 25年度は点検員を1名増員して効果額の向上を図るとともに、協会けんぽで実績を上げているレセプトの自動点検機能の導入に向け、システム改修の可能性についても検討を進める予定であり、効率的な点検体制の構築に努めていきます。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

<評価の視点>

債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。

発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

<事業報告（概要）>

- 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されない方に対して日本年金機構から催告を行い、その後も返却されていない方に対して船員保険部において再度文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

【保険証回収率】

23年度 95.2% → 24年度 95.7%

- 発生した債権については、文書や電話による催告を行ったほか、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。

<自己評価> A

- 保険証を返却されていない方への返却依頼の文書の送付については、毎月遅滞なく実施できました。
- また、日本年金機構から納入告知書を送付する際及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、保険証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、関係団体の広報誌や協会ホームページに保険証の早期回収の記事を掲載し、船舶所有者及び加入者に対し保険証の早期回収への協力依頼の周知徹底に努めるなど、きめ細かな取組みを推進しました。
- 上記の取組み等により、平成24年度の保険証の回収率は95.7%となり、平成23年度の回収率を上回る結果となっています。
- 債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、これまで行ってきた文書による催告と並行して電話による催告を行うよう工夫しました。
- 24年度には初の試みとして、再三の返納金催告にもかかわらず全く反応が見られない高額債務者に対し、法的手続きによる回収（支払督促）を3件実施したところ、一定の効果があったことから、25年度についても引き続き実施していきます。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

<評価の視点>

船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健康診査及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図っているか。

加入者が受診しやすいように、健診実施機関及び特定保健指導の外部委託実施機関の拡大を図っているか。

【目標指標】

- ・ 特定健康診査実施率：被保険者41.7%、被扶養者29.3%
- ・ 船員手帳データ取込率：20%
- ・ 特定保健指導実施率：被保険者15.0%、被扶養者15.0%

<事業報告（概要）>

- 船員保険においては、比較的規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回る状況にあります。
- 24年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施しました。

- また、船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の締結を働きかけ、その実施機関の拡充を図るとともに、広報活動の強化、受診手続きの簡素化、被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進し、積極的な事業展開を図りました。

	23年度	24年度	前年度比
生活習慣病予防健診実施機関数	126機関	137機関	11機関増

	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者の健診実施率の推移	33.0%	33.7% (0.7%増)	33.8% (0.1%増)	35.1% (1.3%増)

- 特定保健指導実施機関については、健診事業の運営を委託している船員保険会以外の契約健診実施機関にも拡大し、契約健診実施機関で健診を受診する方の利便性を向上させるなど、外部委託実施機関の拡大を図りました。

	23年度	24年度	前年度比
被保険者特定保健指導実施機関数	8機関	37機関	29機関増

- なお、24年度は第一期特定健康診査実施計画の最終年度であり、厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本方針において、新たな特定健診及び特定保健指導の目標実施率が示されたことを踏まえ、これまでの実施状況や他保険者における実施率向上に向けた取組み等も参考としつつ、新目標を25年度からの5年間で達成するための第二期特定健康診査等実施計画を策定しました。

＜自己評価＞ B

- 保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の引上げに向けて、健診等の実施機関の拡大、広報活動の強化、受診手続きの簡素化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進し、積極的な事業展開を図りました。
- 被保険者の健診実施率については、平成21年度から23年度までの3年間は1%未満の増加（21年度 33.0%→22年度 33.7%→23年度 33.8%）ですが、平成24年度においては、被保険者の受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに受診対象者全員の受診券を交付することにより、前年比1.3%の増加となり、一定の改善が見られました。
- 被保険者特定保健指導実施機関については、健診事業の運営を委託している船員保険会以外の契約健診実施機関にも拡大し、契約健診実施機関で健診を受診する方の利便性を向上させることができましたが、被扶養者健診受診率及び特定保健指導実施率については、前年度と同程度の水準にとどまりました。
- 24年度において、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対し、船員保険の生活習慣病予防健診機関となるよう、幅広く働きかけたことにより、平成25年度においては、健診実施機関及び特定保健指導実施機関を大幅に増やすことができたところであり、25年度の健診実施率及び保健指導実施率の向上が期待されます。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

<評価の視点>

外部委託業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図っているか。

<事業報告（概要）>

○ 24年度の特定健診・特定保健指導の実施率向上を目的に、以下の取組みを推進しました。

【適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み】

船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、医療費通知や被扶養者資格の再確認実施時における健診に関するチラシの同封や船舶関係団体等のご協力の下、「船員ほけん」「船員しんぶん」等の機関誌を活用した広報に取り組むなど、多角的に広報を実施しました。

また、生活習慣病予防健診（被保険者）及び特定健診（被扶養者）をまだ年度内に受診されていない方を対象とした広報を、11月に船舶所有者を通じて実施しました。（勸奨船舶所有者3,685）

【機関誌への掲載内容等】

○ 船員しんぶん（全日本海員組合が発行）へ掲載

内 容：家族の健診について

送付数：約35,000部

○ 船員ほけん（船員保険会が発行）

内 容：平成24年度の健康診断が開始

平成24年度 船員保険生活習慣病健診の案内
送付数：約8,000部

【健康に対する意識の向上を図るための取組み】

労使関係団体の研修会等に保健師等を派遣することによる出前健康講座の実施、健診結果にあわせた生活習慣の改善等についての健康情報を記載した冊子の送付等、被保険者の健康に対する意識を向上させるための取組みを実施しました。

【オーダーメイドの情報提供】

平成24年に生活習慣病予防健診を受診した35歳以上の者、約16,000名に送付

【受診券申請手続きの省略による手続きの簡素化】

被保険者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに船舶所有者に対して健診案内のパンフレット等を送付する際に、あらかじめ生活習慣病予防健診の対象となる者全員の受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を実施しました。

	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者の健診実施率の推移	33.0%	33.7% (0.7%増)	33.8% (0.1%増)	35.1% (1.3%増)

【被扶養者の特定保健指導の利用者負担額の軽減】

被扶養者に対する特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）にかかる保険者負担の上限額をそれぞれ引き上げることにより、利用者の負担額を軽減しました。（※集合契約A機関の場合は無料）

【特定保健指導の保険者負担上限額の引き上げ】		
	23年度	24年度
動機付け支援	6,000円	7,350円
積極的支援	18,000円	23,150円

【市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施】

年度初めに船舶所有者を通じて被扶養者の特定健診受診券等を配布する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を実施しました。

【船員手帳の健康証明書の写しの取得】

被保険者の方は船員法により、年に一度必ず船員手帳の健康証明を受けることになっていることから、生活習慣病予防健診を受診されなかった方も、船員手帳健診の写しを提供いただくことにより、受診状況を把握し船員保険の実施率に加えることができるとともに、特定保健指導に該当された方に対し特定保健指導の働きかけが可能となります。このため、7月に船舶所有者3,728に前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳健康証明書の写しのご提出を依頼しました。また、船舶関係団体等に広報のご協力をいただきました。

(船員手帳健康証明書) 23年度(速報値) 19.6% → 24年度(速報値) 20.8%

	23年度	24年度	前年度増加率
被保険者健診実施率(35～39歳)	40.1%	42.6%	6.2%増
被保険者健診実施率(40～74歳)	33.8%	35.1%	3.8%増

【（図1）生活習慣病予防検診を含む特定健診の実績（速報値）】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成23年度比増減	
		受診率		受診率		受診率		受診率	受診者数	受診率
生活習慣病予防健診(被保険者)*1 40～74歳	(対象者)*2	33.0%	(対象者)*2	33.7%	(対象者)*2	33.8%	(対象者)*2	35.1%	209人	1.3%
	43,385人		41,771人		40,665人		39,726人			
	(受診者)		(受診者)		(受診者)		(受診者)			
	14,320人		14,060人		13,748人		13,957人			
生活習慣病予防健診(被保険者)*1 35～39歳	(対象者)*2	37.3%	(対象者)*2	40.2%	(対象者)*2	40.1%	(対象者)*2	42.6%	97人	2.5%
	4,691人		4,657人		4,707人		4,660人			
	(受診者)		(受診者)		(受診者)		(受診者)			
	1,749人		1,874人		1,886人		1,983人			
特定健康診査(被扶養者)*1 40～74歳	(対象者)	8.6%	(対象者)	8.5%	(対象者)	8.8%	(対象者)	8.8%	▲ 77人	0.0%
	29,850人		28,596人		27,435人		26,433人			
	(受診者)		(受診者)		(受診者)		(受診者)			
	2,558人		2,419人		2,408人		2,331人			

*1 当該年度末(3/31)時点の年齢要件に該当する加入者を「(対象者)」とし、当該年度中の受診者を「(受診者)」としている。

*2 「(対象者)」は、独立行政法人等職員被保険者(船員保険では健診の対象外)を除いている。

【（図2）特定保健指導の実績（速報値）】

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成23年度比増減	
			受診率		受診率		受診率		受診率	受診者数	受診率
被保険者	初回面談	(対象者)	23.6%	(対象者)	23.1%	(対象者)	23.3%	(対象者)	21.5%	▲ 83人	▲ 1.8%
		4,547人		4,484人		4,177人		4,146人			
		(受診者)		(受診者)		(受診者)		(受診者)			
		1,074人		1,037人		974人		891人			
	6か月後評価	280人	6.2%	286人	6.4%	229人	5.5%	218人	5.3%	▲ 11人	▲ 0.2%
被扶養者	初回面談	(対象者)	6.3%	(対象者)	5.6%	(対象者)	1.9%	(対象者)	1.7%	▲ 1人	▲ 0.2%
		269人		232人		270人		239人			
		(受診者)		(受診者)		(受診者)		(受診者)			
		17人		13人		5人		4人			
	6か月後評価	2人	0.7%	6人	2.6%	1人	0.4%	1人	0.4%	0人	0.0%

【（図3）船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分を含めた国へ報告する際の実施率（速報値）】

	22年度（確報値）	23年度（速報値）	24年度（速報値）
特定健康診査	34.7%	35.4%	37.6%
被保険者	52.2%	53.1%	56.3%
生活習慣病予防健診受診者	33.8%	34.2%	36.1%
船員手帳健康証明取得分	19.0%	19.6%	20.8%
被扶養者	8.8%	9.1%	9.3%
特定保健指導	6.3%	6.6%	集計中

注1) 上記の国に報告する実施率は、年度途中で加入・脱退した者を含めないため、図2の実施率とは異なります。

注2) 24年度実施率は、平成25年11月1日までに国に報告するため、現在、集計中であり、暫定値です。

注3) 「船員手帳健康証明取得分」については、強制被保険者に対する船員手帳健康証明書を取得した割合であるため、「生活習慣病予防健診受診者」と合算しても被保険者全体の受診率とは一致しません。

<自己評価> B

- 特定健康診査及び特定保健指導実施率向上のため、実施機関の拡大、広報活動の強化、手続きの簡略化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進することにより、実施率の向上に努めました。
- この結果、被保険者の健診実施率については、一定の効果が得られ、特に、35～39歳の特定健康診査の対象外である若い世代の健診実施率が40歳以上の健診実施率に比べ高い増加率となりましたが、総体としては、特定健診及び特定保健指導の実施率の大幅な改善を達成することは依然としてできていません。

	23年度	24年度	前年度増加率
被保険者健診実施率（35～39歳）	40.1%	42.6%	6.2%増
被保険者健診実施率（40～74歳）	33.8%	35.1%	3.8%増

- なお、24年度においては、25年度から、低水準にとどまっている被扶養者の健診実施率向上のための取組みを実施するに当たり、新たな健診機関との契約に向けた準備作業等を鋭意進めるとともに、25年3月、医療費通知を送付した際及び被扶養者資格確認の事前案内を送付した際に、25年度からの新たな取組みを踏まえたチラシを同封し、加入者及び船舶所有者に周知広報を行っています。
 - ① これまで被保険者のみに実施していた生活習慣病予防健診を希望する被扶養者についても受診可能とし、健診内容の充実化を図っています。
 - ② 特定健康診査の保険者負担の上限額の引き上げにより利用者負担額を軽減（※集合契約A機関の場合は無料）しました。
 - ③ 年度当初に送付する受診券を自宅（被保険者登録住所）へ直送しました。（今後、年度途中の未受診者への勧奨も自宅へ送付する予定。）

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み

<評価の視点>

外部委託業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図っているか。

<事業報告（概要）>

○ 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施。

【個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供】

平成24年1月から平成24年12月までに生活習慣病予防健診を受診した被保険者の一人ひとり健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配布しました。（約16,000部）（参考資料：2ページ～7ページ）

<情報提供（冊子）後の意識変容に効果あり>

- ・自分の生活習慣に「問題あり」と考える方が増加（提供前 45.2% → 提供後 全体の57.1%）
- ・生活習慣の改善に取り組む意思を見せた方の割合（全体の91.2%）
→ 加入者の意識変容に大きな効果

【健康増進を図るための普及啓発素材の作成、配布】

船舶内の食事をテーマに取り上げた小冊子「健康を守る食生活のポイント」を作成し、被保険者及び船舶所有者に配布しました。（約65,000部）（参考資料：8ページ）

【出前健康講座の実施】

船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師を講師として派遣しました。（兵庫、大阪において2回実施）

【レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究】

今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、レセプトデータ等を活用し、加入者の医療費の傾向や23年度にオーダーメイドの情報提供冊子を受け取られた方のその後の受診行動の把握に努めました。

＜自己評価＞ A

- オーダーメイドの情報提供（個々人の健診結果に応じて健康に関する情報を提供）においては、情報提供冊子の送付者に対するアンケート調査によれば、情報提供冊子を読んだ後に健診結果や生活習慣に対する意識の変化があり、生活習慣の改善に取り組む意思を見せた方が約9割にのぼっています。
- また、2年連続で情報提供冊子を受取られた方の約半数が医療機関への受診や生活習慣の見直しなどの取組みを行っていることが確認できました。これらのことから、当該取組みは一定の成果を挙げたものと考えています。
- 船舶内の食事をテーマとする普及啓発素材の作成・配布に当たっては、関係機関から情報収集するとともに、船員の方に調理を教えている方に直接取材するなどの方法により、船員の視点や実態に沿った普及啓発素材を作成し、船員の健康増進に努めました。
- 出前健康講座においては、船員保険加入者（実際に船舶に乗り組む運航管理者や乗組員など）に健康について学習する機会を設け、生活改善や生活習慣病予防などをテーマとした講義を行い、疾病の予防や生涯にわたり健康生活が送れるように支援に努めました。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(4) 福祉事業の着実な実施

<評価の視点>

無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。

<事業報告（概要）>

- 船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する一般財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上昇に努めました。（参考資料：14ページ）

【参考】

- 無線医療助言事業の実績（24年度）

横浜船員保険病院	864件
せんぼ東京高輪病院	159件
大阪船員保険病院	2件
合計	1,025件

- 洋上救急医療援護事業の実績

出動件数 22件

- 保養事業に関しては、厚生労働省保険局の「船員保険制度に関する懇談会」において船員保険福祉センターの取扱いが示され、4カ所ある船員保険福祉センターのうち、1カ所は船員保険福祉センターとしての存続に向けた売却手続きを進め、3カ所は廃止することとされた一方で、今後は時代背景や船員ニーズの変化等を踏まえ、より多くの船員保険関係者が利用可能な「新たな福祉事業」の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を行うこととされました。このため、協会では、船員保険関係者で構成する保健福祉事業のあり方に関する検討作業チームにおいて、具体化に向けた検討を開始しました。

<自己評価> A

- 航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。
- 無線医療助言事業については、船員保険病院において実施されているが、この船員保険病院の運営主体が平成26年4月に変更される予定であり、平成24年度においては、事業が円滑に継続実施されるよう関係団体との調整や新たなシステム構築の準備作業等を着実に進めました。

【26年4月以降の運営主体】

一般財団法人 船員保険会 → 独立行政法人 地域医療機能推進機構 (JVHO:ジエイコー)

- 保養事業については、これまでの取組みに加え、24年9月、「船員保険制度に関する懇談会」において、4つの船員保険福祉センターの取扱いとともに、「より多くの船員保険関係者が利用可能な『新たな福祉事業』の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を進める」とされたことを踏まえて、船員保険労使団体の代表から成るワーキングを開催し、新たな福祉事業の具体化に向けた検討作業に着手しました。